

# 防火壁装材料の施工共通仕様

制 定 2010年7月13日  
最終改正 2023年5月17日

## 第1章 一般事項

### 1. 1 適用範囲

本共通仕様書は防火壁装材料の認定仕様に基づき、一般社団法人日本壁装協会（以下「協会」という。）の壁紙品質情報管理システムに登録している壁紙の施工を適法に行うための共通的注意事項をまとめたものである。

### 1. 2 張り工法

張り工法は直張りを原則とする。

### 1. 3 使用する防火壁装材料の確認事項と注意点

#### 1. 3. 1 シックハウス対策品であること

建築基準法上、居室に使用できる壁紙はシックハウス対策品でなければならない。このことは防火材料であるか否かに優先するため、以下の表示を確認する。

- (1) 使用する壁紙や接着剤がJISマーク表示品またはホルムアルデヒド発散等級の大蔵認定を受けたものであるかどうかの確認（F☆☆☆☆の表示マークの確認）
- (2) 下地基材のホルムアルデヒド発散等級の確認

#### 1. 3. 2 防火壁装材料の確認

次の事項に注意する。

- (1) 下地基材との組合せにより認定された防火性能と認定番号
- (2) 張り合わせる下地基材の防火性能、ならびに当該下地が平成12年建設省告示第1400号ならびに1401号に示す防火材料であること。（2.5並びに別表参照）  
ただし認定条件により除かれている下地もあるので確認する。
- (3) 認定されている施工方法（直張り、金属板に認められている張り方、接着剤の種類および配合率と塗布量、その他施工方法についての条件など）
- (4) 認定を受けた防火壁装材料であっても認定仕様どおりに施工しなければ防火材料とは認められない。
- (5) 使用する防火壁装材料が、内装制限の防火性能に適合すること。

### 1. 4 防火壁装材料の表示

防火壁装材料の仕様で仕上げがなされた場合は、同一材料につき一区分ごとに2ヶ所以上、協会指定の防火施工管理ラベルを貼付する。

## 第2章 材料類および下地基材

### 2. 1 登録防火壁装材料の原則的条件

防火壁装材料の品質については、JIS A 6921の規格に適合しJISマーク表

示されたもの、又はそれと同等の品質を有しホルムアルデヒド発散量が規制対象外の大蔵認定を受けたもの、又は第3種の大蔵認定を受けたものとする。

## 2. 2 下地調整材の原則的条件

品質については、防火性能を損なう恐れのあるもの、有害な化学物質を含有するものを使用しないこと。

### 2. 2. 1 パテ

パテはせっこうや無機充填剤を主成分とした粉末状のものと、予め練られたペースト状のものがあり、いずれも壁紙施工専用のものを用いる。また希釈は水によるもので、パテと接する防火壁装材料を浸したり、変色させることのないものを用いる。

種類	タイプ <sup>※1</sup>	主成分	用途
粉末パテ（粉末状）	反応硬化型	せっこう、無機充填剤 粉末ビニル樹脂等 <sup>※2</sup>	下塗り用、上塗り用 下塗り・上塗り兼用
	乾燥硬化型	無機充填剤 粉末ビニル樹脂等 <sup>※2</sup>	主に上塗り用
練りパテ (ペースト状)	乾燥硬化型	無機充填剤 合成樹脂エマルション等 <sup>※3</sup>	主に上塗り用

※1 反応硬化型とは、せっこうのように水と反応し、経時で硬化するもの。

乾燥硬化型とは、水分が揮発しパテが乾燥することにより、硬化するもの。

※2 粉末ビニル樹脂とは酢酸ビニル樹脂エマルション、エチレン酢酸ビニル樹脂エマルション、アクリル樹脂エマルション等を粉末状に加工したもの。

※3 合成樹脂エマルションとは酢酸ビニル樹脂エマルション、エチレン酢酸ビニル樹脂エマルション、アクリル樹脂エマルション等。

### 2. 2. 2 シーラー

シーラーは耐アルカリ性、耐候性、耐熱性、耐水性があり、下地に対して付着性の良いエマルションタイプの製品を用いるのを原則とし、発熱性が確認され協会に防火壁装材料施工用接着剤等として登録された製品を使用する。

種類	タイプ	蒸発残分	pH	希釀
酢酸ビニル系樹脂	エマルション(水性)	15%以上	4~9	希釀率が明確にしてあること
アクリル系樹脂	エマルション(水性)	15%以上	4~9	
エチレン酢酸ビニル系樹脂	エマルション(水性)	15%以上	4~9	

## 2. 3 接着剤

### 2. 3. 1 でん粉系接着剤

(1) でん粉系接着剤は発熱性が確認され協会に防火壁装材料施工用接着剤等として登録された製品を使用する。

(2) でん粉系接着剤の品質については、JIS A 6922の品質規格に合格しJISマーク表示されたもの、もしくはこれと同等の品質を有しホルムアルデヒド発散量が

規制対象外の大蔵認定を受けたものとする。

ただし、粉末のりについては、JIS A 6922 の品質規格のうち、不揮発分の項目においてこの限りではない。また、協会がワコアフリースとして登録した接着剤については、JIS A 6922 の品質規格のうち、接着強さ、不揮発分および凍結融解安定性の項目においてこの限りではない。

(3) でん粉系接着剤の種類と使用法は次の表の通りとし、状況および防火壁装材料の種類との組合せによって使い分ける。ただし、ワコアフリース接着剤は、協会がワコアフリース壁紙として登録した防火壁装材料との組み合わせでの使用を原則とする。

種類	タイプ	蒸発残分	pH	希釀剤	ホルムアルデヒド発散量
1種	ペースト	18%以上	4～8	水	JISマーク表示品または規制対象外の大蔵認定品
2種1号 (1種でん粉系接着剤に合成樹脂エマルションを配合し施工時に希釀して使用するもの)	ペースト	18%以上	4～8	水	
2種2号 (1種でん粉系接着剤に合成樹脂エマルションを配合し施工時に希釀しないで使用するもの)	ペースト	12%以上	4～8	無し	
粉末のり	粉末	4%以上	4～8	水	規制対象外の大蔵認定品
ワコアフリース接着剤	ペースト	4%以上	4～8	無しままたは水	
	粉末	4%以上	4～8	水	

注1 合成樹脂エマルションとは、酢酸ビニル樹脂エマルション、エチレン酢酸ビニル樹脂エマルションをいう。

注2 粉末タイプの蒸発残分およびpHは、製造会社が定めた方法で希釀した場合。

### 2. 3. 2 メチルセルロース系接着剤

(1) メチルセルロース系接着剤は発熱性が確認され協会に防火壁装材料施工用接着剤等として登録された製品を使用する。

(2) メチルセルロース系接着剤の品質については、次の表の通りとする。また、ホルムアルデヒド発散量は規制対象外の大蔵認定品と同等とする。

(3) メチルセルロース系接着剤の種類と使用法は次の表の通りとする。

種類	タイプ	蒸発残分	pH	希釈剤	ホルムアルデヒド発散量
メチルセルロース系接着剤	粉末	4%以上	4～8	水	でん粉系接着剤の規制対象外の大蔵認定品と同等

注1 粉末タイプの蒸発残分およびpHは、製造会社が定めた方法で希釈した場合。

## 2.4 補強剤

(1) 補強剤は発熱性が確認され協会に防火壁装材料施工用接着剤等として登録された製品を使用する。

(2) 補強剤の種類と使用法は次の表の通りとする。

種類	タイプ	蒸発残分	pH	希釈剤	適用
エチレン酢酸ビニル系樹脂	エマルション(水性)	30%以上	4～8	水	配合する接着剤との相溶性がよいこと ホルムアルデヒド発散量がでん粉系接着剤のJISマーク表示品または規制対象外の大蔵認定品と同等
酢酸ビニル系樹脂	エマルション(水性)	30%以上	3～6	水	

## 2.5 防火壁装材料の下地基材の種類

防火壁装材料に用いられる下地基材は、平成12年建設省告示1400号（別表1）、同1401号（別表2）で示されたものとする。ただし告示に例示の下地であっても、認定仕様において除かれている下地には施工できない。

## 第3章 下地調整ならびに施工用接着剤

### 3.1 下地調整の共通事項

- (1) 使用する下地調整材は2.2.1パテならびに2.2.2シーラーとする。
- (2) 張替えの際は、壁装材料をきれいに取り除き下地基材が完全に見える状態にしてから施工する。
- (3) その他の仕上げがなされている場合は下地基材を露出させてから施工する。
- (4) 下地基材に応じてパテかけ、シーラー塗布を行なう。

### 3.2 金属下地の接着面調整

接着面調整のための防錆処理層は以下の通りとする。

- (1) 防錆処理剤は、鉛・クロムフリーさび止めペイント（JIS K 5674又は同組成品）とし、次の(1)、(2)のうちいずれか一仕様とする。

- (1) フタル酸系樹脂（油性塗料）：質量  $80 \text{ g/m}^2$ （固形換算量）以下  
(有機質量  $40 \text{ g/m}^2$ 以下)
- (2) アクリル系樹脂（水性塗料）：質量  $80 \text{ g/m}^2$ （固形換算量）以下  
(有機質量  $40 \text{ g/m}^2$ 以下)

塗布はいずれも平均に塗布する。

- (2) アクリル樹脂エマルションシーラー、エチレン酢酸ビニル樹脂エマルションシーラー、酢酸ビニル樹脂エマルションシーラーのいずれかまたは混合物を平均に塗布する。使用制限量は固形換算量で  $50 \text{ g/m}^2$  を超えないこと。
- (3) タック式等既に接着剤が裏面に塗布されている壁紙の下地処理は認定仕様に従うこと。

### 3. 3 接着剤の配合

(1) 下地基材の種類、防火壁装材料の種類により、2. 3 に示す接着剤に 2. 4 に示す補強剤を混ぜて使うことができる。配合率は、でん粉系接着剤またはメチルセルロース系接着剤 80 部に対して補強剤は 20 部までとする。なお、2 種 1 号または 2 種 2 号でん粉系接着剤に補強剤を配合する場合は、配合後の補強剤の占める割合が 20 部を超えないようとする。

(2) ワコアフリース接着剤に補強剤を配合する場合は、原則としてワコアフリース壁紙との組み合わせでは使用しない。

#### 3. 4. 1 でん粉系接着剤使用量

接着剤の使用量は、 $60 \text{ g/m}^2$ （固形換算量）以下であること。その他認定仕様に指定のある場合はこれに従う。

#### 3. 4. 2 メチルセルロース系接着剤使用量

接着剤の使用量は、 $40 \text{ g/m}^2$ （固形換算量）以下であること。その他認定仕様に指定のある場合はこれに従う。

### 3. 5 共通仕様タック式

タック式は既に接着剤が壁紙裏面に加工されているため、下地調整剤のみ認定仕様に従う。その他の資材類は本共通仕様に示すものを使用し、施工は本共通仕様に準ずる。

## 附則

1. 本仕様に定めのない事項または疑義が生じた場合は、壁紙品質情報管理システム運営委員会で検討し、理事会で決定する。
2. 本仕様の改廃は、壁紙品質情報管理システム運営委員会が起案し、理事会が決定する。
3. 本仕様の改正は、2023 年 5 月 17 日から施行する。

(別表 1)

【建設省告示 第 1400 号ならびに国土交通省告示 第 1178 号による改正】

■不燃材料を定める件（平成 12 年 5 月 30 日 建設省告示 1400 号）

建築基準法（昭和 25 年法律 第 201 号）第 2 条第九号の規定に基づき、不燃材料を次のように定める。

建築基準法施行令（昭和 25 年政令 第 338 号）第 108 条の 2 各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあっては、同条 第一号及び第二号）に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。

- 一 コンクリート
- 二 れんが
- 三 瓦
- 四 陶磁器質タイル
- 五 繊維強化セメント板
- 六 厚さが 3 ミリメートル以上のガラス繊維混入セメント板
- 七 厚さが 5 ミリメートル以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
- 八 鉄鋼
- 九 アルミニウム
- 十 金属板
- 十一 ガラス
- 十二 モルタル
- 十三 しっくい
- 十四 石
- 十五 厚さが 12 ミリメートル以上のせっこうボード（ボード用原紙の厚さが 0.6 ミリメートル以下のものに限る。）
- 十六 ロックウール
- 十七 グラスウール板

【告示 1178 号による改正と経過措置】

石綿スレートは平成 16 年 10 月 1 日付けの改正告示 1178 号により、告示 1400 号から除かれたが、「告示 1178 号の施行の日前に製造され、輸入された石綿スレートについては、この告示の施行後も、なお不燃材料と見なす」との経過措置が取られた。

以上

(別表 2)

【告示 第 1401 号】

■準不燃材料を定める件（平成 12 年 5 月 30 日 建設省告示 1401 号）

建築基準法施行令（昭和 25 年政令 第 338 号）第 1 条第五号の規定に基づき、準不燃材料を次のように定める。

第 1 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 10 分間建築基準法施行令（以下「令」という。）第 108 条の 2 各号に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。

- 一 不燃材料のうち通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分

間令 第 108 条の 2 各号に掲げる要件を満たしているもの

二 厚さが 9 ミリメートル以上のせっこうボード（ボード用原紙の厚さが 0.6 ミリメートル以下のものに限る。）

三 厚さが 15 ミリメートル以上の木毛セメント板

四 厚さが 9 ミリメートル以上の硬質木片セメント板（かさ比重が 0.9 以上のものに限る。）

五 厚さが 30 ミリメートル以上の木片セメント板（かさ比重が 0.5 以上のものに限る。）

六 厚さが 6 ミリメートル以上のパルプセメント板

第 2 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 10 分間令第 108 条の 2 第一号及び第二号に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。

一 不燃材料

二 第 1 第二号から第六号までに定めるもの。

以上

#### 【別表の附則】

1. 本別表は平成 12 年建設省告示第 1400 号ならびに告示第 1401 号に基づき作成し、告示の改正等に従い壁紙品質情報管理システム運営・実行委員会にて修正するものとする。

2. 本別表は平成 22 年 7 月 13 日から施行する。

3. 本別表の附則は、平成 22 年 7 月 13 日から施行する。

4. 本別表の改正は、平成 27 年 7 月 15 日から施行する。

以上